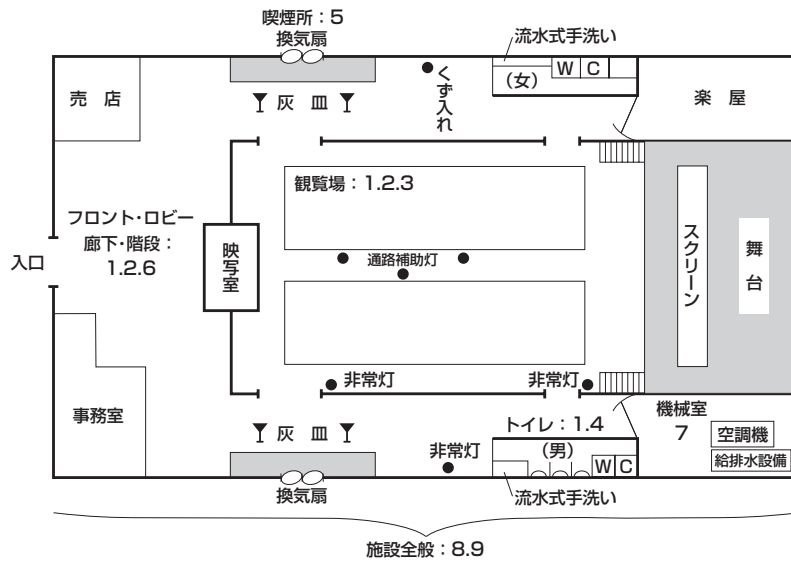


5₁ 自主点検のポイント

(1) 興行場の自主管理点検について

興行場は今もなお、レジャー、情報、文化、映像の各方面における産業の担い手であり、その存在意義はとて大きいといわれています。特に、今後一層生活水準が向上し、余暇時間が増大すること等により、質の高い生活が求められ、興行場の果たす役割もますます重要性が高くなると考えられます。

興行場の営業形態は、一時的に不特定多数の利用者を密閉性の高い施設に長時間収容するという特殊性があります。そこで営業者は、利用者等の安全や衛生を確保するため、施設における照明、換気、防湿、ねずみ等の駆除、トイレ等の清掃等に十分配慮し、かつ、従事者の健康管理の徹底に努めなければなりません。



※図中の数字は、自主管理点検票の項目No.に対応します。

(2) 自主管理点検票の点検項目について

【1 採光・照明】

・採光、照明は十分か。

観覧場内の照明は、通常200ルクス以上と条例で定められています。(映画館、演劇等の施設で、衛生上支障ない場合は20ルクス以上。)ただし、映写又は演技中の場合は0.2ルクス以上です。0.2ルクス以上というのは、だいたい満月の明かりくらいで、新聞の文字が読める程度です。暗くなりすぎると、通路等がわかりにくくなるなど、安全面で支障が出てきますので注意してください。

フロント・ロビー・廊下・階段等の観覧場以外で入場者が使用する場所は、照度が20ルクス以上と条例で定められています。しかし、条例は最低基準を示していますので、実際には20ルクスでは暗く感じます。

【2 空気環境】

・営業中は十分な換気を行っているか。

〈参考〉衛生基準

- ① 炭酸ガス濃度:1500ppm以下 ② 浮遊粉じん量:0.2mg/m³以下 ③ 空中落下細菌数:30個以下

観覧場、廊下、階段等に空気の衛生基準が定められています。空気調和設備を有する施設の場合は、上記基準のほかに、温度、相対湿度、気流についても指導基準があります。

空気の衛生基準は、入場者がいる時間帯において常にその基準を満たしている必要があります。空気環境の測定は、開場中に実施してください。

(衛生基準)

① 炭酸ガス濃度

興行場内における炭酸ガスの主な発生源は人の呼気です。換気が十分に行われていれば基準を超えることはほとんどありません。この項目で不適となった場合は、十分に換気ができていない場合のほかに、入場者数が定員より多く入っていたことなどが原因として考えられます。換気設備を点検し、入場定員を守るようにしてください。また、定期的に換気量、空気設備の点検を行ってください。

② 浮遊粉じん量

浮遊粉じんは、呼吸器などに悪影響を与えます。浮遊粉じんは人の活動や床に落ちていたホコリが舞い上がることによっても発生しますが、興行場の場合はタバコの煙や演出に用いたスモーク等の影響が大きいと考えられます。そのため浮遊粉じんの項目が不適となった場合は、喫煙所のタバコの煙や演出で用いたスモーク等が適切に排出されていなかったことが原因として挙げられます。喫煙所は専用の換気設備を設けることが条例で定められています。この換気設備が正常に作動していること、喫煙所自体の位置が変更されていないかどうかを確認してください。また、空気清浄機の使用も対策として有効です。

③ 空中落下細菌数

落下細菌の項目も空気の清浄度の指標です。落下細菌は空気中のほこりなどに付着して空気中を浮遊していた細菌が落下してきたものです。落下細菌自体が病原性を持つことはほとんどありませんが、この項目が不適であった場合は感染症予防の観点から望ましいものではありません。落下細菌の発生原因としてはダクト内や空気吹出口にほこりがたまり、そこで細菌が繁殖し、それが空気とともに吹きだされていたことなどが考えられます。ダクトや空気吹出口等の清掃を適切に行い、併せて換気も十分に行うようにしてください。

(その他の指導基準)

温度：17～28℃（冷房時は、外気温との差は7℃以内）

相対湿度：40～70%

気流：0.5m/s以下

温度については、エアコンの普及により一年を通して快適な温度が維持されるようになりました。健康面と省エネルギーを考慮して、冷房時は冷やし過ぎず、暖房時も暖め過ぎないように注意しましょう。

また、湿度については、特に東京地方では冬期は空気が乾燥しやすく、興行場内の湿度は低くなりがちで、入場者や出演者が喉を痛めたりすることがあります。冬を迎える前には必ず加湿器の点検を行い、適切に加湿器を運転してください。

【3 観覧場】

- ・観覧場は毎日清掃し、清潔にしているか。
- ・入場者が利用する座席・座布団・くず物入れ等は清潔にしているか。

【4 便所】

- ・便所・手洗い等は毎日清掃し、清潔にしているか。
- ・便所は十分な換気を行っているか。

【5 喫煙所】

- ・喫煙所は十分な換気を行っているか。

喫煙所は専用の換気設備を設けることが義務付けられています。換気が不十分であるとタバコの煙が喫煙所以外の場所へ流出したりします。喫煙所の換気設備を開場時は常に作動させてください。

- ・喫煙所は毎日清掃し、清潔にしているか。
- ・喫煙所の表示、又は全館禁煙の場合の表示がされているか。

喫煙所を設ける場合は、喫煙者に分かるように表示をすることが定められています。

施設内での喫煙を禁止する場合は、入場者の見やすい箇所に表示をします。また、入場者への周知を行い、場内で喫煙を行わないように協力を求めることも必要です。

【6 ロビー・廊下等】

- ・ロビー、廊下、施設の周囲等は毎日清掃し、清潔にしているか。

【7 設備】

- ・機械換気設備、照明設備、排水設備等は定期的に点検し、必要な整備を行なっているか。

(運転状況の確認〈空調設備・給排水設備・消防設備等〉)

機器類、特に空調設備は、興行場の衛生面で重要な位置をめていますので、適宜、運転状況のチェックを行ってください。

特に東京地方の冬場は乾燥しやすいので、冬場は必ず加湿器を運転するようにしてください。

(点検・整備)

機器・設備の点検・整備は必ず定期的に行ってください。定期的な点検を行うことにより、機器類の調子を把握することができ、トラブルを未然に防ぐことにつながります。一方、こういったメンテナンスを怠ると、能力をフルに生かすことができないばかりか、機器の寿命も短くなってしまいます。

また、消耗品は早め早めの交換を行ってください。

主な点検項目は以下のとおりです。

◎空調設備

- ・外気取入口の点検
- ・空調機の点検、フィルターの交換
- ・加湿器の点検
- ・冷却塔の点検、清掃
- ・ボイラーの点検
- ・貯湯槽の点検
- ・冷温水発生装置等の点検

◎給排水設備

- ・貯水槽の点検、清掃
貯水槽の清掃は年1回以上実施しましょう。
- ・水質検査
年一回以上実施しましょう。
- ・排水槽の点検、清掃

◎消防設備等

- ・誘導灯、消火設備等の点検
- ・消防訓練実施計画の作成及び実施



【8 ねずみ昆虫等の防除】

- ・入場者の利用する場所のねずみ、昆虫等の防除を適宜行っているか。

ねずみ、昆虫等の防除については、1ヶ月に1回以上生息調査を行い、その結果に基づいて防除作業を行いましょう。

【9 入場者】

- ・入場者に、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせていないか。

- ・入場者に、喫煙所以外で喫煙させていないか。

- ・伝染性の疾病にかかっている者もしくはそのおそれのある者を入場させていないか。



【10 その他】

- ・構造設備、管理者等に変更があった場合は、保健所長に届け出ているか。

開設者は、届出事項に変更があったときは、速やかに保健所長に届け出る必要があります。

- ・伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させていないか。

定期的に健康診断を受けさせるなど従事者の健康に気を配り、伝染するおそれのある疾患に感染している者が業務に従事しないよう注意しましょう。

(1) 従事者に関する事項

多くの人が利用する環境衛生関係営業においては、従事者は常に健康や清潔に気を配ることが必要です。感染症などの疾病には特に注意が求められます。その他定期的な研修や講習会の受講が必要な場合もあります。そこで、次のような点について点検を行いましょ。

① 従事者は定期的に健康診断を受けているか。

1年に1回以上健康診断を受けることが望まれます。

② 伝染性の疾病にかかっている者又は疑いのある者が業務に従事していないか。

結核等、人から人へ感染する疾病は自らが感染していることがわからないことが多く、従事者間や場合によっては利用者に二次感染させてしまうおそれもあります。

健康診断等で早期発見に努め、疾病にかかったら早めに治療するようにしましょう。伝染するおそれのある皮膚疾患にかかっている場合は、業務に従事せず早めに治療するように努めましょう。

③ 清潔な衣服、白衣などを着用しているか。

また、身の回りの清潔に気を配り、利用者に対し気持ちよいサービスを提供するようにしましょう。

④ 定期的な研修や講習会の受講はしているか。

定められた研修や講習会は必ず受講するようにしましょう。

(2) 定められた保健所への届出は、きちんと行っているか。

それぞれの営業について、法令により必要な届出が義務付けられています。これらについて日頃から十分認識し、変更事項等が生じたときは遅滞なく保健所へ届けなければなりません。定期的に点検しましょう。

① 管理者・従事者に関する事項

管理者・従事者に変更などが生じたときは速やかに届け出ることが必要です。

② 構造設備に変更が生じた場合

それぞれの業種によって内容は異なりますが、構造設備に変更があったときは速やかに届け出ることが必要です。大規模な変更の場合には許可自体に影響を及ぼすこともあり得ますので、事前に保健所に相談するようにしましょう。

(3) その他の関係機関への届出もきちんと行っているか。

建築部局（例、特殊建築物定期報告）や消防署（例、防火管理者の届出、消防設備点検報告）などの関係機関に届け出ることが必要な事項もあります。これらについても十分認識し、遅滞なく届け出るようにしましょう。

このパンフレットに対する御質問、御相談は、最寄りの保健所(環境衛生担当)などにお問い合わせください。

(発行) 東京都福祉保健局健康安全室 電話03(5320)4385

(編集) (社) 東京都環境衛生協会 電話03(3442)3611

(印刷) 有限会社 明光印刷 電話03(3959)7541

発行 平成17年11月 登録番号(17)第250号



1ABD0



芳香族成分容量比1%未満
石油系溶剤 30%以下
VOC成分 1%未満
エコマーク認定番号
第04102010

